

回顧と展望—文学模擬裁判の実践的研究

札埜 和男

Retrospection and Vision -The Practical Research of Literature- Based Mock Trials

Kazuo FUDANO

要旨

「国語的模擬裁判」を「法の知識や法的思考力に留まらず、人間や社会という不条理な存在を深く考える姿勢を養う模擬裁判」と定義し、その中でも、文学作品を題材とした模擬裁判を「文学模擬裁判」と定義する。人間・社会への眼差しを深め人間という不合理な存在を深く考えようとする姿勢を養うのが国語科の模擬裁判であり、その点が従来の社会科の模擬裁判と大きく異なる点である。民法改正による18歳への成人年齢引き下げをめぐる社会情勢と教育現場の実情から、模擬裁判の実践方法の開発と普及は急務である。その解決策として「文学模擬裁判」は有効である。メソッドとして4つのリアルな授業内容「法律」「争点」「舞台」「演技」の構成と展開が必要となることが明らかになった。またこれまで20回以上の実践を蓄積、継続しており、今後は、「国語」「探究」「公共」の各教科・科目での実践的研究が志向される。

The author defines, “Mock Trials within the Context of Japanese Language Class” to be “A type of mock trial that encourages an approach of thinking deeply about the irrational existence of humans and society.” Within this framework, mock trials that deal with the works of literature are defined as “Literature-Based Mock Trials” .

“Mock Trials within the Context of Japanese Language Class” differs largely from conventional mock trials that are offered in social studies class, in that it nurtures a deeper understanding of the irrationality of human beings and broadens perspectives on humans and society.

Due to circumstances, in society and education, surrounding the revision of the civil law that lowers the age of adulthood to 18, there is a pressing need for the development and distribution of practical methods for conducting mock trials. The author of the paper presents “Literature-Based Mock Trials” as one of the effective responses to this growing need.

He explains how four realistic elements- law, the point of conflict, stage and acting- are needed for the structure and the development of the class. Based on the continuation of more than twenty mock trial practices, the author aspires to implement practical research on mock trials within the

subjects of Japanese Language, Inquiry-Based Cross-Disciplinary Study and Civics.

キーワード 国語科, 文学模擬裁判, 人間への眼差し

Keywords: Japanese, literature-based mock trial, a deeper understanding of the irrationality of humanbeings

1. 実践的研究の背景と問題

まず, 文学模擬裁判⁽¹⁾の実践的研究をめぐる社会背景や問題について述べる.

2018年6月13日に民法改正案が参議院で可決されたことにより, 140年ぶりに成人年齢が変更され, 18歳に引き下げられた. これによりさまざまな「2022年問題」⁽²⁾が懸念されている. 最も注目されているのは, 契約をめぐる若者の消費者被害の拡大である. 他方で忘れてならないのは, 18歳になれば一人で民事裁判の原告となることができ, 逆に被告にもなることができるということであり, 民生委員にも人権擁護委員にも選出される資格を持つようになることだという(小野田2018). 高校生が実社会で生きていく上で不可欠な法的な思考や技能を身に付け, 新たな価値を創出する法教育がこれまで以上に求められるのである. さらに2021年5月に成立した「少年法等の一部を改正する法律案」に公職選挙法附則10条の削除が盛り込まれているので⁽³⁾, 2022年4月から18歳以上であれば裁判員に選ばれることになっている. また, 2018年7月17日に文部科学省は次期学習指導要領の解説書を公表した. その中で主体的・対話的で深い学びの実践に向け, 政治や司法に参加することの意義を学ぶ手段として模擬選挙や模擬裁判が有効であることを説き, 体験型授業の実施を現場に要請している. 2022年度から始まる高等学校の新科目「公共」においては, 法的な考え方や価値を身につけさせるのに適する方法として, 模擬裁判を推進する方針を打ち出している.

しかし, 模擬裁判は全国的に広まっているわけではない. 教員自身模擬裁判をどうやって指導してよいかわからない現状がある. 2017年に熊本大学での社会科教員免許更新講習実施の際, 筆者は自身の模擬裁判実践DVDを講習担当者に資料として提供した. 現場教員の誰も模擬裁判の指導経験がなく, 参考になったとの声が多かったという. この現状は熊本に限った話ではない. 現状のままでは現場は困り果て混乱が起きることは目に見えている. 一方, 模擬裁判のメソッドは確立されておらず, それがあっても, 学力層の高い学校でしかできなかつたり, 法曹の協力がないとできなかつたりして, 汎用性が乏しい. 18歳成人をめぐる社会情勢と教育現場の実情から, どこでも誰でもできる模擬裁判の実践方法の開発と普及は急務なのである.

こういった背景や問題があり, その解決策の一つとして「文学模擬裁判」がある. 18歳成人をめぐる社会情勢と教育現場の実情から, 模擬裁判を実践し, そのメソッドを確立することには社会的意義があるといえる.

2. 文学模擬裁判の定義、目的

では文学模擬裁判とは何であるか説明しよう。筆者は2002年より国語科における模擬裁判の実践的研究に取り組んでいる。国語は「ことばを通して人間とは何か」を考える教科である。「国語的模擬裁判」を「模擬裁判を通じて、法の知識や法的思考力に留まらず、人間や社会という不条理な存在を深く考える姿勢を養う模擬裁判」と定義づける。「国語的」模擬裁判とは、登場人物に人格を与え、その人間を目前にして情と理の間で揺れながら事件を考える模擬裁判である。国語的模擬裁判の中でも、文学作品を題材とした模擬裁判を「文学模擬裁判」と定義し、これは人間・社会への眼差しを深め、人間という不合理な存在を深く考えようとする姿勢を養っていく模擬裁判である。ここでいう「文学作品」とは具体的には小説だけでなく、古典（古文、漢文）、随筆、詩、評論、口承文芸、落語、演劇等のジャンルを含む。したがって、古典作品や民話を模擬裁判として行う場合も「文学模擬裁判」と称す。

ただ、森鷗外の『高瀬舟』のように、作品そのものを模擬裁判として扱えるのは限られる。芥川龍之介の『羅生門』にしてもそのまま使うことは難しい。したがって、原作をもとに模擬裁判用に作り込む作業が必要となる。『羅生門』を模擬裁判にする場合、たとえば「下人がその後宇治へ向かった」といった本文にはない話を設定せざるを得ない場合がある。芥川の『羅生門』も『今昔物語』所収の「羅城門の上層に登りて死人を見る盗人の語」の翻案作品であるといえる。翻案とは新しい形式や目的に合わせて作品を作り直すことであるから、文学模擬裁判としての『羅生門』も芥川の『羅生門』からの翻案作品であるといえよう。

「国語的」模擬裁判には探究的に外に開かれていく方向と、内に閉じられつつも国語としての読みを深めていく方向の、2つの方向がある。つまり、国語の教材を出発点にしてさまざまなアプローチから学びが広がっていく探究的な方向と、国語の教材を国語の時間内にさまざまな角度から読解し、再度作品に帰って読みを深めていく方向である。結果的に、どちらも「人間」の見方を深めることになるので、いずれも「国語的」と呼んで差支えない。

3. 国語科と社会科の模擬裁判との違い

ここでは、国語科で行われる模擬裁判と、一般的に社会科で行われる模擬裁判との相違点を述べておこう。国語科と社会科では、模擬裁判を扱う際の論理的思考の捉え方が異なる。社会科での模擬裁判は証拠に基づいて論理的に考えることを重視する。模擬裁判を行う場合は、何が証拠なのかにポイントを置くので、それ以外の具体的な事象は全て排除され抽象化される。国語の立場からいうと、論理的であることは重要であるが、主体となるのは人間であり、その人間とは多面的で不合理な存在である。法律的に正しく判決が導かれたとしても、それがその個人の人生にとって正解とは限らない。社会科での法的思考は「理」に傾きがちで、時として人間不在になる。被告人X、被害者Yでも良いのである。しかし、国語では人間を記号X、Yで表現することはできない。XもYもこれまでの人生があり、それぞれ人格を持つからである。国語科は人間の感情に配慮した論理的思考を重んじるという

てよいだろう。社会科では「感情」は考慮されないが、国語科では「救いたい」感情から「救う」論理をつくる。また、論理と論理を繋げる際に「想像力」を重視する。誰が聞いても納得いくように論理を組み立てるためには想像力を育てることが必要になると捉える。資料に書かれていない真実をどれだけリアルに想像できるか、「社会的想像力」ともいえる力が求められる。人間（社会）への眼差しを深め、人間という不合理な存在を深く考えようとする姿勢を養うのが国語科の模擬裁判であり、その点が従来の社会科で問われる法的思考力、多角的な視点の養成、論理的思考力、表現力、コミュニケーション力の育成を目的とする模擬裁判と大きく異なる。「論理的思考力」の養成を目的とするのではなく、それを人間という不合理な存在を考えるための、偏見と先入観を排除する手段として位置づける。それらを手段として人間社会への眼差しを深めていくのである。そして想像力や創造力は論理的であるための「接着剤」であるとし、「論理的思考力」を「論理的想像力」（何かと何か繋がることを察知する力）と「創造的論理力」（誰が聴いても納得いくように論を組み立てる力）として捉え直す。また、頭だけで考えた言葉ではなく、法律用語を駆使するのでもなく、耳で聴いてわかりやすい言葉を創り出し、言葉に命を吹き込むことを大事にするのが国語科での模擬裁判であるといえる。

4. ねらい、意図

第50回メディアとことば研究会（2018年3月9日於早稲田大学）に講演者として招かれ、「国語科に法言語教育を取り入れる意義―市民性教育としての法言語リテラシー」について論じ、国語科での模擬裁判の意義を提唱した。以下、その時の主張をもとに文学模擬裁判のねらいや意図を述べておく。

国語科に文学模擬裁判を取り入れる意義は、3つあると考える。

第一は国語科教育自体の改革である。国語科の授業という、文学作品や評論を読み解くというスタイルが「固定観念」のように刷り込まれているように思われる。2018年3月に新しい高等学校学習指導要領が告示され、「国語」は「現代の国語」、「言語文化」、「論理国語」といった科目に再編されることになった。模擬裁判を取り入れることは、旧来の文学重視の国語を変革し「主体的・対話的で深い学び」を実現することを可能にするだろう。

第二は文学に触れつつも法情報リテラシーの育成に寄与することである。日常生活でなじみのない法のことばや考え方を文学教材等を通じて学び考える機会を持つことが可能となる。

第三は文学模擬裁判教材を通じて「人間・社会」を学べることである。例えば、小説自体「人間とは何か」というテーマを持つ以上、小説をモチーフにした模擬裁判はそのテーマを無視することはできない。法は論理として存在するだけでなく、「人間」を考え、「社会」を創造していく縁（よすが）として存在する。文学模擬裁判は「手持ちの人間観」を崩し、リアルな条件設定の下で当事者性を帯びることで従来の人間観の変容を生徒に迫る（文学模擬裁判の意義は最初から理論として持ち合わせていたわけではない。文学模擬裁判だけでなく、様々なジャンルの文章と作品を教材とした法教育を

現場で実践しながら培ってきた考えである)。

国語科で実践を積み重ねて確信を抱くようになったことは、国語科での目指すねらいが「人間や社会という不合理な存在を深く考えようとする姿勢を養う」ことに存在する点である。2018年9月2日に明治大学で行われた法と教育学会のパネルディスカッション「資質・能力の育成と法教育—模擬裁判を題材に」では、パネリストとして国語科で模擬裁判を行う場合に養われる資質・能力に関して発表した。他のパネリストのうち2名は社会科の教員であり、社会科が目指すねらいは「法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付ける」資質・能力であり、国語科との相違点が明らかになった。

国語的模擬裁判のねらいを具現化したのが、札幌研究室主催の「オンライン高校生模擬裁判選手権」である。第1回大会を開催した際、オンライン選手権のねらいとして実施要項には次のように記した。

- (1) 法的思考力や刑事（裁判員）裁判の意義の理解にとどまらず、広く人間や社会までを視野に入れた「国語的」模擬裁判を通じて、人間や社会を考える眼差しを深める。
- (2) 「国語的」模擬裁判という新しい教育手法を通じて新学習指導要領の理念でもある主体的・対話的で深い学びを実現する機会とする。

国語科教育の立場から模擬裁判を見る視点は、法律面に限定されず、物事の捉え方や表現力といった枠に留まるものではない。模擬裁判の教材としての魅力は、一言でいえば「人間が見えてくる」ところにある。つまり「犯罪を糸口にして、欠点だらけで矛盾に満ちた人間、不条理な社会というものを知り、深く考える。教科書が並べ立てるような、きれいごとでない社会の裏側が見えてくる」（中国新聞2020）、—そのことが模擬裁判の魅力である。したがって、その思いを「広く人間や社会までを視野に入れた『国語的』模擬裁判を通じて、人間や社会を考える眼差しを深める」という言葉に込めている。このような目的を推し進めると、自ずとその学びはねらい(2)に繋がるといえる。

模擬裁判の実践では専門的知識の学習、多方面からの視野の育成、リアリティや当事者意識の涵養といった目的から、一貫してゲストの招聘を重要な実践の柱としてきた。オンライン選手権の実施にあたっては、約10回の専門家による事前講義を設定する。国語的模擬裁判の趣旨から、人間を考えるにあたっては法曹だけでは不十分である。それ以外のさまざまな分野からゲストを積極的に招聘する（冤罪被害者、ダルク関係者、医師、文学・心理学・社会福祉学・歴史学などの専門家等）のは、その趣旨からだけでなく、多彩なゲストとの出会いが生徒の人間観や世界観を変容させる可能性を持つからである。「本物」との出会いが想像力や創造力を養うと考える。

5. 方法

文学模擬裁判を実践する際、どのような手順で何を学ばせていくか、方法と内容が重要になってくる。2019年千葉県立千葉東高等学校で『高瀬舟』をもとに模擬裁判を行った際に、メソッドとして4つのリアルな授業内容（「法律」、「争点（に関わる内容）」、「舞台」、「演技」）の構成が必要となることが明らかになった。

第一は「法律」に関する内容である。模擬裁判を実施するにあたり、裁判の流れや最低限のルールと裁判用語、「検察官の疑わしきは被告人の利益」といった刑事裁判の原則は理解しておかねばならない。

第二は「争点」に関わる内容である。裁判である以上、検察側と弁護側が何について争っているのか、その罪はどのような条件が構成されることで成立するのか、といった内容を理解しなければならない。もしそこに医学的知識が必要ならば、その分野の知見が必要となる。

第三は「舞台」である。教材のモチーフが小説の場合、その読みで重要なのはイメージが立ち上げられることである。したがって『高瀬舟』を扱う場合、その舞台である京都の高瀬川をイメージできなければならない。『羅生門』の模擬裁判を実施するならその舞台となる羅城門がどんなところなのかイメージできなければならない。それゆえ、作品の舞台となる場所の説明は必要である。

第四は「演技」である。模擬裁判で重要なことは役になり切ることである。登場人物になり切っこそ、言葉に命を吹き込むことができる。裁判では言葉により説得することが必要であるが、その言葉に聴く人を揺さぶる力があるかどうかである。また言葉だけでは表現しきれないことを表現する手段が演技であるといえる。実際の裁判でもしぐさや振る舞い、態度も証言となる。本来的に「裁判は演劇的な構造」（リチャード・A・ポズナー平野監訳 2011 p.49）を持つといわれる。そのため、模擬裁判の授業プロセスでは「リハーサル」の時間が重要となる。国語科の視点からいえば、論理は頭の中だけで形成されるのではなく、「表現することで論理は練り上げられていく」のである。授業における生徒の思考としては、生徒がどれだけ葛藤するかがポイントになってくる。これらのメソッドは葛藤を引き起こすレディネスであり、装置であると捉えることができる。

シラバスとしてまとめると表1⁽⁴⁾になる。このシラバスに基づくと、第4回が「争点」、第5回が「法律」、第6回が「舞台」、第13回が「演技」になる。

表 1 「文学模擬裁判」 シラバスの例

授業科目名：	必修科目	単位数：	担当教員名： 札埜和男
文学模擬裁判演習	選択科目	2 単位	担当形態：演習
科目			
施行規則に定める 科目区分又は事項等			
授業のテーマ及び到達目標 文学作品のモチーフに着目した模擬裁判を行い、基本的な法的知識を学習しながら、作品の読解を深め、人間や社会を考え続ける姿勢を養う。			
授業の概要 中等教育国語科の代表的小説教材『高瀬舟』について専門的な読み及び解説を施し、それらをモチーフにした模擬裁判のシナリオをもとに協議し、作成していく。最終的には自分たちで作ったシナリオを模擬裁判として演じ、作品への読解を深め、矛盾した人間存在や不合理な社会についての眼差しを養う。			
授業計画 第1回:森鷗外の『高瀬舟』の読解を行う。 第2回:登場人物のキャラクターゼーションを行う(性格付けを明確にする)。 第3回:語りの構造やテーマについて理解を深める。 第4回:医学的見地から作品を読解する。 第5回:法曹を招き、刑事裁判の基本について理解を深める。 第6回:作品の舞台と当時の文化や社会への理解を深める。 第7回:シナリオを読み込み、争点を理解し、同意か同意殺人か意見を持つ。また役割を決める。 第8回:役割に分かれて、シナリオの改変を行う(1回目)。 第9回:役割に分かれて、シナリオの改変を行う(2回目)。 第10回:役割に分かれて、シナリオの改変を行う(3回目)。 第11回:互いのシナリオを持ち寄り、シナリオ内容の調整を行う(1回目)。 第12回:互いのシナリオを持ち寄り、シナリオ内容の調整を行う(2回目)。 第13回:演技と言葉の関係について意識しながら、リハーサル(下稽古)を行う。 第14回:模擬裁判を行う。 第15回:作品を改めて読み返ししながら、模擬裁判の振り返りを行う。 最終レポート提出			
テキスト ・森鷗外『高瀬舟』岩波書店、新潮社等。			
参考書・参考資料等 ・札埜和男編著(2021)『『総合的な探究の時間』に使える「文学模擬裁判」実践ブッケー森鷗外『高瀬舟』を「国語的模擬裁判」で読み解く』公益社団法人日本教育公務員弘済会(令和2年度日弘教本部奨励助成実践研究報告書)			
生徒・学生に対する評価 授業中の課題(30%)、模擬裁判でのパフォーマンス(30%)、最終レポート(40%)をもとに総合評価する。(合格基準60%)			

6. これまでの実践の経緯

筆者が文学模擬裁判に取り組んだ嚆矢は古文であった。藤原道綱母の『蜻蛉日記』を取り上げ、「蜻蛉裁判」と銘打って、道綱母が夫兼家を不貞で訴えたという民事裁判の形を取った（道綱母は正妻ではなく、女性遍歴を重ねる兼家の行為を現代的に「不倫」と言えるかどうかは疑問が残る）。その後は近代文学と民話を扱っている（表2参照）。

表2 文学模擬裁判の実践記録（2021年10月現在）

No	年月	作品名	ジャンル・型	学校・対象・科目他
1	2015/7	蜻蛉日記	古文(創)	京都教育大学附属高校(古文)
2	2016/3	高瀬舟	小説(創)	京都教育大学附属高校1年生(国語総合)
3	2019/10	羅生門	小説(踏)	岐阜県立関高校2年生(現代文)
4	2019/10	羅生門	小説(改)	仁川学院高校2年生(国語科・社会科共同)
5	2019/10	羅生門	小説(踏)	大阪大学4年生・院生(教職実践演習)
6	2019/11	羅生門	小説(踏)	大阪大学4年生・院生(教職実践演習)
7	2019/11	高瀬舟	小説(改)	千葉県立千葉東高校3年生(現代文)
8	2020/1	こころ	小説(踏)	岐阜県立関高校2年生(現代文)
9	2020/8	高瀬舟	小説(創)	第1回オンライン高校生模擬裁判選手権(参加10校)
10	2020/10	猿の嫁	民話(踏)	大阪大学4年生・院生(教職実践演習)
11	2020/11	猿の嫁	民話(踏)	大阪大学4年生・院生(教職実践演習)
12	2020/11	高瀬舟	小説(創)	秋のオンライン高校生模擬裁判選対抗戦(参加4校)
13	2021/2	高瀬舟	小説(改)	仁川学院高校1年生(人文探究)
14	2021/4	高瀬舟	小説(改)	東北インターナショナルスクール(Japanese as a Native Language) * 英訳あり。
15	2021/6	羅生門	小説(改)	秋草学園高校1年生(現代文)
16	2021/8	羅生門	小説(創)	オンライン高校生模擬裁判交流大会(参加6校)
17	2021/8	羅生門	小説(改)	北海道3校(帯広北高校, 清水高校, 白糠高校各3年生) オンライン模擬裁判(現代文/国語表現)
18	2021/9 ~11	高瀬舟	小説(改)	仁川学院高校1年生(人文探究)
19	2021/9 ~11	こころ	小説(改)	中央大学杉並高校3年生(小説講読)
20	2021/10 ~11	羅生門	小説(改)	京都府立東宇治高校3年生(国語表現)
21	2021/10 ~12	藪の中	小説(創)	第2回オンライン高校生模擬裁判選手権(参加14校)

表中の「型」として（踏）（改）（創）とあるのは、模擬裁判の作り方に基づく類型を意味する。（踏）とはこちらが用意したシナリオ教材をそのまま演じる「シナリオ踏襲型」である。（改）とあるのは用意されたシナリオを書き換え改変する「シナリオ改変型」である。（創）とはシナリオがなく、与えられた教材から自分たちでシナリオを創作する「シナリオ創作型」を意味する。これは司法修習生に与えられる課題と同じである。

原作を翻案して実施したのが、No.3の『羅生門』裁判からである。No.5, 6にある「教職実践演習」とは、教員免許状取得のために4年生の秋学期に設定されている、教職の総まとめの位置づけの科目であり、中学・高校の国語科免許状を取得する大学生を対象に実施した（2回とも異なる学生である）。

メソッドとしてある程度確立できたのはNo.7の『高瀬舟』裁判からであり、その内容については前述（5.方法）の通りである。

No.9, 12, 16, 20は札幌研究室が主催するオンラインによる高校生模擬裁判大会である。こちらで教材を用意して、1か月から数か月さまざまなレクチャーを提供しながら、それらを活かして高校生が自分たちのシナリオを創り上げる対抗戦方式の取組みである（課外授業）。コロナ下で生み出された実践である。

No.10, 11は岐阜県の民話で、猿がある男を助けた恩を利用して娘と結婚する約束をするのだが、娘の機転でそれを阻止するという内容である。それを「華の宝塚殺人未遂事件」という名称に変えて、アレンジした作品である。

No.14はインターナショナルスクールでの「Japanese as a Native Language」という科目での実践である。受講生の中には日本語を母語としない生徒がおり、担当教員が随時教材を英訳して進めた。これを機に英訳版ができたのである。

No.15は唯一法曹のゲストがないまま進められた模擬裁判である。その意味では模擬裁判のあり方を考える上で貴重な実践である。地域や学校の事情により法曹を招くことのできない学校もあるだろう。そのような学校にどのような模擬裁判を提供できるか、示唆を与える実践である。事後調査では生徒の満足度も高かったので、今後この実践を分析することによって法曹不在でも可能な模擬裁判の授業方法が検討できると思われる。

No.17は画期的な模擬裁判実践である。オンラインを使って100キロ以上離れた高校間をオンラインで繋ぎ、3校合同で行われた模擬裁判である。帯広北高校が弁護士チーム、清水高校が検察官チーム、白糠高校が裁判官・裁判員チームと分かれて授業時間を調整して同じ時間帯で実施された。アフターコロナにおける模擬裁判の実践を考える上で参考となる実践である。

No.18～No.21以降は10月の時点で現在進行中の模擬裁判実践である。各実践での成果をもとに随時研究を進める予定である。

7. 今後の方向性（課題）および実践的研究の意義

今後の研究の方向性としては3つある。第一は国語科における研究の方向性である。国語科教育においてはこれまでディベートにより文学作品を読み解く実践的研究はあるが、模擬裁判を使ったそれはない。文学模擬裁判は新しい読解方法の創出である。ディベートと模擬裁判という手法を使った読みはどう異なるか、という点も今後の研究テーマの一つである。小説というフィクションからシナリオという新たなフィクションを創りだし、虚構と虚構をぶつけ生徒に葛藤を生じさせることで読みが深まり、より人間の実相に迫っていける「虚構－葛藤－読解」理論を確立していく。小説を模擬裁判として読むにあたり創り出されたシナリオは別作品であるという見方があるが、いわばそれは鷗外や芥川が行った翻案にあたる。作者が小説を通じて描こうとしたテーマ性を尊重することで、翻案されたシナリオや教材であっても、その本質や命脈は保てるのではなかろうか。文学作品をシナリオに落とし込むときの限界、シナリオ化により原作から削ぎ落されてゆく部分の存在、評議の中での本来重要性を帯びない箇所の焦点化をどう克服していくかは今後の課題である。小説を読む際には評論とは異なり、設定などを所与のものとし、疑問を挟むことはない。しかし、これまでの実践から、模擬裁判の手法を通じて読むと、設定自体に疑問を抱いたり、批判的に読む傾向が窺われる。虚構であるはずの文学作品に法というリアルな「ものさし」を挟み込むことで、生徒は「自分事」のように「当事者意識」を持って、その現場に自身がいるかのような感覚で本文を読解する効果が得られるのである⁽⁵⁾。模擬裁判という手法で小説を読むことで作品への理解がより深まった、という生徒の振り返りが事実として存在する。文学模擬裁判という実証的読解により、生徒をリアルな文学体験に誘うことを、新しい読みの理論として創造していきたい⁽⁶⁾。

2つ目の方向性は「総合的な探究の時間」（以下「探究」と称す）における実践的研究である。これまでの実践より明らかなことは、模擬裁判はあらゆる教科が関わってくる「人間と社会」を深く考えられる教材だということである。したがって、どの教科の担当者であっても関われる教材であり、教科を横断する「探究」の教材としての可能性を秘めている。「総合的な探究の時間」では、「課題の設定→情報の収集→整理・分析→まとめ・表現→新たな課題設定」という発展的な循環を生徒の学習の姿としている（文部科学省 2018 p.12）。「探究」は2021年度から本格実施された新しい教科であり、まだまだ実践の内容や方法について教育現場は手探りの状態である。文学模擬裁判を「探究」で扱えるようにアレンジしていく実践的研究を進め、現場が抱える「探究」の悩みを解決する一助としたい。

3つ目の方向性は「公共」における文学模擬裁判の実践的研究である。「国語科」の視点を取り入れた、新科目「公共」における模擬裁判実践の開発である。文学模擬裁判を「公共」で実施する模擬裁判に取り入れ、新しい「模擬裁判融合メソッド」を開発し、普及を目指す。模擬裁判を社会科と国語科双方から捉える研究は重要であると考え、その理由は研究の発展という学術的意義からである。教科教育学の成果を他教科の研究に利用し応用することは、各教科教育学の研究や今後の他教科の共同研究を発展させることに繋がる。また、人間の学びの進歩に繋がる実用的意義という理由もある。人間は多様な考えや方法を活用して、実際の生活や生き方の問題解決に適用していく。2つの教科教育学

の成果を融合することで、現実生活に即した力をつける方法を提供することができるだろう。この研究の方向性は、2022 年問題への対応や法教育の地域格差解消という点において、社会貢献性が高いといえる。法的な考え方の育成に傾きがちで、人間不在になり得る社会科の模擬裁判に、国語科で行う模擬裁判の特性を生かして「人間を深く知り、想像力を駆使してさまざまな角度から論理と言葉を紡ぐ」バランスの取れた模擬裁判の実践方法の開発を志向していく。そのことは「公共」を担当する教員の授業づくりに寄与できると思われる。

〔註〕

- (1) 「文学的模擬裁判」という表現も存在する。裁判員制度が実施された 2009 年に文藝春秋『文学界』7月号において「特集◎文学と法座談会文学的模擬裁判―法の言葉で殺意を語れるか」という題で、伊藤氏貴（文芸評論家）、川上拓一（元裁判官）、中村文則（作家）の3名が志賀直哉『范の犯罪』を取り上げて議論された時の見出しに使われている。本文中で定義づけはされていない。文学と法を関連させて扱うことから「文学的」としたように思われる。またアメリカには、文学作品を用いて小学生を対象とした模擬裁判を勧めるプロモーション動画“Judge Rendell Introduces Literature-Base Mock Trial”がある。実践研究や英訳で協力頂いたヒューレット柳澤えり子氏（東北インターナショナルスクール日本語教員）より教示を得た。
- (2) 2022 年成人年齢の引き下げにより、18・19 歳になれば、親の同意を得ずに様々な契約ができることになる。親権に服することがなくなるので、住む場所や進路決定を自分の意思で決めることができる。一方で、これまでは未成年が親の同意を得ずにした契約は取り消すことができたが（未成年取消権）、引き下げること未成年取消権が行使できなくなるため、悪徳商法などの消費者被害の拡大が危惧されている。こういった成人年齢引き下げにより懸念される問題が存在する。
- (3) 公職選挙法案附則 17 条、「裁判員『20 歳→18 歳』引き下げ、知ってますか？有志弁護士が『議論不十分だった』と批判」2021 年 10 月 4 日弁護士ドットコムニュース参照。
- (4) 2021 年 6 月 18 日犯罪学研究センターによる龍谷コンgres 2021「バーチャル犯罪学カリキュラム構想～こんな犯罪学部で勉強してみたい！」のオンライン開催『「人に優しい」犯罪学って何だろう？」アジア犯罪学会第 12 回年次大会記念サイドイベント 1 日目に発表したシラバスを一部改変している。
- (5) 寺田守（京都教育大学・国語教育学）は「虚構の体験を妄想で遊ぶ実践でなく、虚構でそぎ落とされた現実を取り戻して生徒をリアルな文学体験に引き寄せる仕掛け」になるのではないかと評した（2020 年 11 月 5 日全国大学国語教育学会第 139 回 2020 年秋期大会にて）。
- (6) 表 2 の No.19 の実践は法医学の知識を学び検証実験をした上で『こころ』を模擬裁判で読む授業になる。漱石による K の自殺の記述は、『高瀬舟』に出てくる自殺場面のように実証に耐え得るものなのか、一体、リアルな文学体験に誘える実践となり得るのか、検証する実践である。

引用・参考文献

- 伊藤氏貴、川上拓一、中村文則（2009）「特集◎文学と法座談会文学的模擬裁判―法の言葉で殺意を語れるか」『文学界』7月号 pp.156-173 文藝春秋
- 井上雅彦（2001）『ディベートを用いて文学を〈読む〉―伝え合いとしてのディベート学習活動』明治図書
- 小野田正利（2018）「合理性ある校則改正へのチャンス－高校3年生は『行為能力者』－」学事出版『月刊高校教育』10月号 pp.32-35

- 中国新聞 2020 年 10 月 14 日オピニオン「歩く聞く考える」きれいごとの裏側見えてくる模擬裁判の魅力 札埜和男・岡山理科大学准教授インタビュー記事
- 札埜和男（2021）「第 1 回オンライン高校生模擬裁判選手権の報告及びオンライン模擬裁判の実践的研究」『法と教育』 Vol.11 pp.27-35 法と教育学会
- 札埜和男（2021）『「総合的な探究の時間」に使える「文学模擬裁判」実践ブック 森鷗外『高瀬舟』を「国語的模擬裁判」で読み解く』公益社団法人日本教育公務員弘済会（令和 2 年度日弘教本部奨励助成実践研究報告書）
- 札埜和男・村上真理子（2021）「小説と模擬裁判の親和性－『高瀬舟』文学模擬裁判の実践より－」『京都教育大学国文学誌』第 49 号 pp.31-44 京都教育大学国文学会
- 札埜和男（2020）「『羅生門』模擬裁判－小説を模擬裁判で読む」『京都教育大学国文学誌』第 48 号 pp.51-64 京都教育大学国文学会
- 札埜和男（2018）「京都教育大学附属高等学校における高校生模擬裁判選手権の指導実践－京教モデル方式の提案」『法と教育』 Vol.8 pp.59-67 法と教育学会
- 文部科学省（2018）『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 総合的な探究の時間』学校図書
- リチャード・A・ポズナー平野晋監訳 坂本真樹・神馬幸一訳（2011）『法と文学（上）』木鐸社

参考資料

- 札埜和男（2018）「国語科に法言語教育を取り入れる意義－市民性教育としての法言語リテラシー」第 50 回メディアとことば研究会（3 月 9 日於早稲田大学）講演資料
- 札埜和男（2018）「パネルディスカッション資質・能力の育成と法教育－模擬裁判を題材に」法と教育学会第 9 回学術大会個別報告「国語的模擬裁判」資料
- 弁護士ドットコムニュース「裁判員『20 歳→18 歳』引き下げ、知ってますか？有志弁護士が『議論不十分だった』と批判」〈https://www.bengo4.com/c_18/n_13636〉（2021 年 10 月 4 日閲覧）

本稿は JSPS 科研費 JP20K02809 の助成を受けた研究成果の一部である。